

高松港外貿コンテナ航路等大口利用促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松港国際コンテナ定期航路（以下「外貿コンテナ航路」という。）及び高松港国際フィーダー航路（以下「国際フィーダー航路」という。）を利用して輸出又は輸入を行う荷主に対し、高松港コンテナターミナル振興協議会（以下「協議会」という。）が、予算の範囲内で、その経費の一部を助成することにより、香川県や高松港におけるコンテナ貨物量の増大に寄与することを目的とする。

(助成対象期間)

第2条 助成対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、助成対象期間内において外貿コンテナ航路及び国際フィーダー航路を利用している荷主のうち、それぞれの航路において次の要件を全て満たすものとする。

(1) 外貿コンテナ航路

- ① 助成対象期間内における外貿コンテナ航路を利用したコンテナ貨物取扱量（外貿コンテナ航路を利用した輸出又は輸入コンテナ貨物（空コンテナを除く。）の取扱量をいう。以下同じ。）が、前年度のコンテナ貨物取扱量と比較して増加していること。
- ② 国内に事業所を有する事業者（個人を含む。）であること。

(2) 国際フィーダー航路

- ① 助成対象期間内における国際フィーダー航路を利用したコンテナ貨物取扱量（国際フィーダー航路を利用した輸出又は輸入コンテナ貨物（空コンテナを除く。）の取扱量をいう。以下同じ。）が、前年度のコンテナ貨物取扱量と比較して増加していること。
- ② 国内に事業所を有する事業者（個人を含む。）であること。

2 前項の荷主は、船荷証券（B/L）に記載された荷主とする。ただし、第三者との契約などにより荷主として船荷証券に記載されていない場合でも、当該第三者が発行する書面により、実質上の荷主であることが客観的に証明されていると協議会会長（以下「会長」という。）が認めるときは、助成対象とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、以下のとおりとする。

- ① 助成対象期間内におけるコンテナ貨物取扱量のうち、前年度のコンテナ貨物取扱量より増加した部分については、増加分1TEUにつき1万円とする。ただし、助成対象期間内で、1荷主の1申請につき、10万円を上限とする。
- ② 助成対象者のうち、上海航路及び青島・大連・新港（天津）航路（以下「中

国航路」という。)を利用して輸出又は輸入を行う荷主については、助成対象期間内において中国航路を利用したコンテナ貨物取扱量のうち、前年度の中国航路を利用したコンテナ貨物取扱量と同等の取扱量に相当する部分(当該年度の中国航路取扱量が前年度を下回った場合、当該年度の取扱量に相当する部分)について、1TEUにつき5千円を追加する。ただし、助成対象期間内で、1荷主の1申請につき、15万円を上限とする。

③ 助成対象者のうち、助成対象期間内において、香川県高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町以外の地域(以下「遠隔地域」という。)を国内発着地とする陸上輸送等の国内輸送を行うコンテナ貨物については、コンテナ1本につき5千円を追加する。ただし、助成対象期間内で、1荷主の1申請につき、10万円を上限とする。

2 40フィートコンテナ1本は、2TEUとして取り扱うものとする。

3 助成金は、協議会の予算の範囲内で交付するものとし、予算に達した場合は、次条による申請があった場合であっても、交付しないものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする荷主(以下「申請者」という。)は、高松港外貿コンテナ航路等大口利用促進助成金交付申請書(様式第1号)及び誓約書(添付様式1)に必要な書類を添付して、直接又は集荷代理店若しくは別表1に掲げる貨物利用運送事業者等を通じ、助成対象期間中又は助成対象期間の最終日の翌日から起算して10日以内に、会長に提出するものとする。ただし、既に上限額に達する助成金の交付を受けている荷主は、申請できない。

2 申請者から外貿コンテナ航路及び国際フィーダー航路を利用したコンテナ貨物の輸出又は輸入取扱量の証明依頼を受けた集荷代理店又は貨物利用運送事業者等は、速やかに荷役記録等を確認し、添付様式2にて証明を行うこととする。

3 前条第1項③の助成を受けようとする者は、第1項に掲げる書類に加え、遠隔地域を発着地とするコンテナ貨物一覧表(添付様式3)を提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、要件を満たしている場合は、申請受理日から1月以内に、高松港外貿コンテナ航路等大口利用促進助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、審査の結果、助成金を交付しない場合は、申請受理日から1月以内に高松港外貿コンテナ航路等大口利用促進助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 審査にあたっては、必要に応じ、申請者、証明を行った集荷代理店若しくは貨物利用運送事業者等又は輸送事業者に対して、確認を行う。

(助成金の返還)

第7条 虚偽又は不正の手段により助成金を受領した者は、助成金を返還しなければならない。

(他の助成制度の併用)

第8条 この要綱による助成を受けた荷主は、協議会が実施する他の助成制度を利用できない。ただし、別表2に記載する(1)～(4)に該当する場合を除く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に係る必要事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和3年9月8日から施行する。ただし、第4条第1項③の助成については、令和3年4月1日以降に、遠隔地域を国内発着地とする国内輸送を行うコンテナ貨物について対象とする。

別表 1（第 5 条関係）貨物利用運送事業者等

以下のいずれにも該当する事業者であって、別に定める「高松港外貿コンテナ航路等利用促進助成金に係る協定書」を協議会と締結した事業者

- 貨物利用運送事業法（平成元年法律第 8 2 号）第 2 条第 7 項に定める「第一種貨物利用運送事業」もしくは同条第 8 項に定める「第二種貨物利用運送事業」を外航運送について経営する者又は通関業法（昭和 4 2 年法律第 1 2 2 号）第 2 条二号に定める「通関業」を経営する者
- 第 2 条で規定する助成対象期間及びその前年度において、外貿コンテナ航路及び国際フィーダー航路を利用した上記事業実績がある者
- 香川県内に営業所その他の事業所を有する者
- この要綱の内容を理解し、第 5 条第 2 項で規定する証明を行うことを希望する者

別表 2（第 8 条関係）他の助成制度の併用

第 8 条ただし書きに規定する場合は、以下の通りとする。

- (1) 下記表における①の助成を受けた荷主が、⑥、⑦又は⑧の助成を申請する場合
- (2) 下記表における②の助成を受けた荷主が、⑤、⑦又は⑧の助成を申請する場合
- (3) 下記表における③の助成を受けた荷主が、⑤、⑥又は⑧の助成を申請する場合
- (4) 下記表における④の助成を受けた荷主が、⑤、⑥又は⑦の助成を申請する場合

(表)

	助成制度	利用航路	輸出入
①	大口	外貿コンテナ航路	輸出
②	大口	外貿コンテナ航路	輸入
③	大口	国際フィーダー航路	輸出
④	大口	国際フィーダー航路	輸入
⑤	新規	外貿コンテナ航路	輸出
⑥	新規	外貿コンテナ航路	輸入
⑦	新規	国際フィーダー航路	輸出
⑧	新規	国際フィーダー航路	輸入

※新規：高松港外貿コンテナ航路等新規利用促進助成金

大口：高松港外貿コンテナ航路等大口利用促進助成金